

びさんマーチスからの VHF16ch応答のお願い

～ 浚渫工事 備讃瀬戸北航路と水島航路の交差点部 ～

令和5年7月1日～9月30日

通航船舶の皆さまへ

びさんマーチスが、浚渫工事の場所や通航が可能な水域、行き会いのおそれがある船舶などの情報を提供します。下記についてご協力をお願いします。

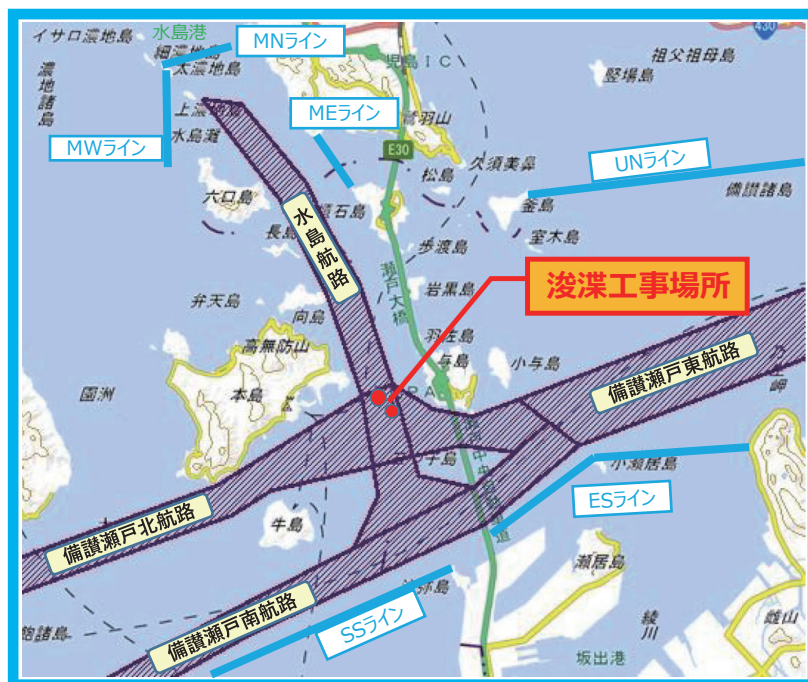
■ VHF16chを常時聴守・応答

VHF16chを常時聴守し、びさんマーチスからの呼び出しに応答してください。

■ 位置通報ラインで通報

位置通報ライン通過時は、びさんマーチスに貴船の通過ラインと行き先を、VHFもしくは船舶電話、携帯電話で通報してください。

※電話0877-49-2220又は2221



出典：海上保安庁ホームページ「海しる」(加工して作成)

工事に関するお問合せ先

四国地方整備局 高松港湾・空港整備事務所
TEL : 0877-46-0311
URL : <https://www.pa.skr.mlit.go.jp/takamatsu/>

通航に関するお問合せ先

第六管区海上保安本部 備讃瀬戸海上交通センター
TEL : 0877-49-2220
URL : <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/bisan/>



高松港湾・空港整備事務所HP



備讃瀬戸海上交通センターHP

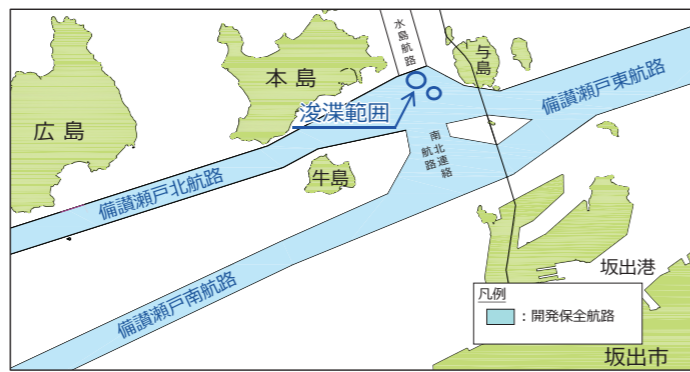
備讃瀬戸北航路（開発保全航路）浚渫工事のお知らせ

国土交通省 四国地方整備局 高松港湾・空港整備事務所

【令和5年度浚渫工事】

1. 作業区域及び期間

- (1) 作業区域
香川県坂出市沖合
(水島航路と備讃瀬戸北航路の交差点)
- (2) 工事期間
令和5年7月1日から
令和5年9月30日までの間



(図-1) 作業区域付近略図

2. 浚渫工事の概要

- 図2①②③～図5及び表1に示す浚渫作業区域内で、バジローディング式ポンプ浚渫船により航路の浚渫を行います。
- 水島航路の東側の部分（図2①③参照）での作業は、東側から西側へ向かって浚渫作業を行います。
- 水島航路の西側の部分（図2②参照）での作業は、西側から東側へ向かって浚渫作業を行います。
- 工事の進捗により、可航幅が変わります。ただし、最小可航幅より狭くなることはありません。
- 土運船により、浚渫土砂を覆砂区域に運搬します。
- 工事は、原則として日出から日没の間で行います。
- 浚渫工事に併せて、水質調査を行います。

3. 安全対策

- 全長250m以上の大型船が水島航路を通航する際は浚渫作業を行いません。また、図2①可航幅が416m以下となる場合および図2②の可航幅が414m以下となる場合で、全長200m以上の大型船が水島航路を通航する際は浚渫を行いません。
- 作業区域付近海域では、浚渫作業工事中、4隻の警戒船を配置します。
- 作業区域付近を大型船舶が北上する際は、警戒船4隻に加え、可航水域を示す矢印搭載船1隻を配置します。（図3～図5）
※警戒船等の配備位置は現地状況により変更する可能性があります。
- 警戒船等は、図6のとおり標識を掲げます。矢印搭載船には可航水域を示す電光標識板を設置します。
- 警戒船(A)～(D)には国際VHFを搭載しています。
- ポンプ浚渫船は、表1に示す浚渫作業区域内でアンカーの投揚錨を行います。ポンプ浚渫船のアンカー位置には図7に示す、俵ブイ及び灯浮標（同期点滅）を設置し、作業区域を明示します。
- 夜間及び浚渫を行わない日において、浚渫作業船は、備讃瀬戸航路外に停泊します。錨泊を行う場合、夜間停泊中は法定の灯火等を掲げるほか、船体の間接照明等を行います。
- 浚渫作業工事中は、作業船及び一般航行船舶の動向を把握し、関係機関と連絡調整を行う安全管理室を設置し、工事海域の安全を確保します。

4. 船舶航行について

- 作業現場周辺海域を航行する船舶は十分注意し、横切り・追い越し・並走・行き会いを控え、航行されるようご協力をお願いします。特に水島港入出港船舶は、水島航路交差点の可航幅が狭まるため、注意をお願いします。
- 作業現場周辺海域を航行する場合は、航行に影響のない範囲で、浚渫作業船団から離れて航行していただくをお願いします。また、備讃瀬戸北航路を西航する船舶は、航行に影響のない範囲で、航路の南よりを航行していただくをお願いします。
- AIS搭載船にあたっては、AISの正しい運用をお願いします。

備讃瀬戸海上交通センターとの連絡保持、通報について

①位置通報ラインに達した時に、VHF無線電話（CH16,156.8MHz）を備えている船舶は、備讃瀬戸海上交通センターへ「船名」「通過時刻」「通過ラインの名称」の通報及びCH16の常時聴守をお願いします。なお、VHF無線電話を備えていない船舶にあつては、船舶電話又は携帯電話での通報をお願いします。

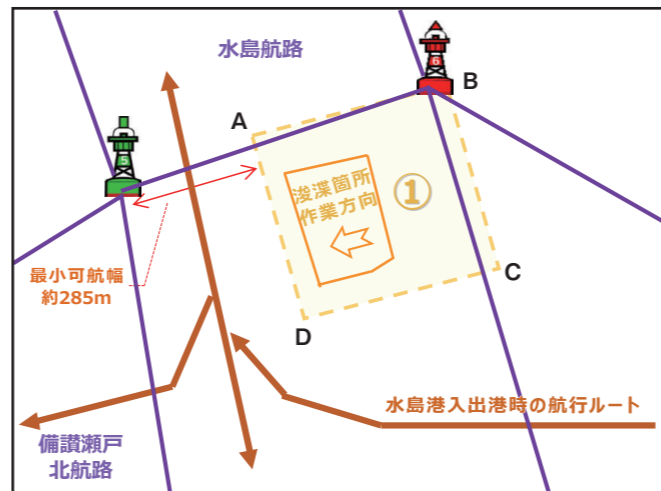
②VHF無線電話（CH16,156.8MHz）を備える船舶は、備讃瀬戸海上交通センターから航行の安全に関する情報（工事情報含む）が提供される場合があるため、航路及び航路周辺海域において、備讃瀬戸海上交通センターとの連絡を保持するをお願いします。

※CH16がふくそうしている際は、備讃瀬戸海上交通センターよりCH13（156.65MHz）にて呼び出しを行う可能性があるため、CH13を備えている船舶はCH16と併せてCH13の聴守をお願いします。

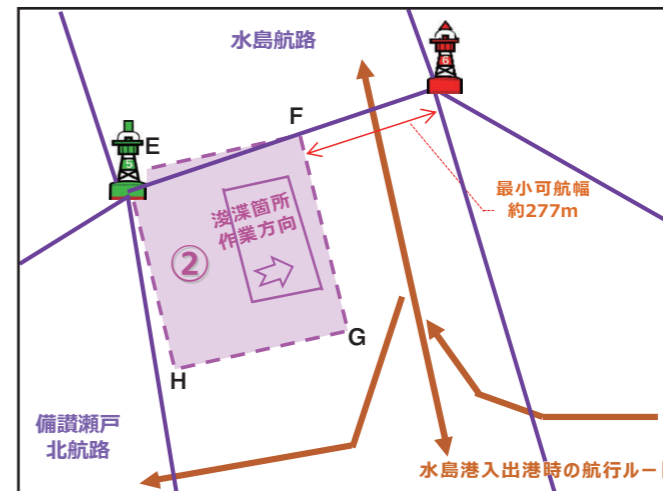
5. その他

- 天候その他の理由により浚渫予定を変更することがありますので、ご注意下さい。
- この工事等の詳細については、下記の機関にお問い合わせ下さい。
- 本資料は、高松港湾・空港整備事務所のホームページ（<https://www.pa.skr.mlit.go.jp/takamatsu/>）よりダウンロードが可能です。また、工事予定に変更が生じた場合は、同ホームページにてお知らせします。

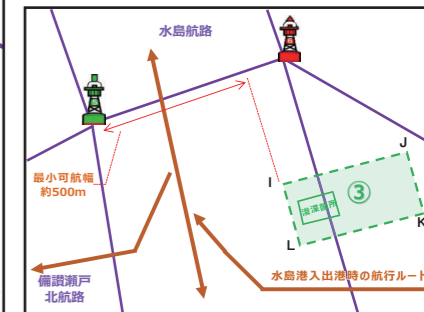
工事に関する問い合わせ先	発注者 国土交通省 四国地方整備局 高松港湾・空港整備事務所 Tel.087-851-5522 (同上) 坂出港事務所 Tel.0877-46-0311
航行に関する問い合わせ先	受注者 東洋・りんかい日産・あおみ特定建設工事共同企業体 Tel.0877-43-7850 高松海上保安部 航行安全課 Tel.087-821-7008 備讃瀬戸海上交通センター Tel.0877-49-2220



(図2①) 航路交差点拡大図及び浚渫作業区域（1工区①）

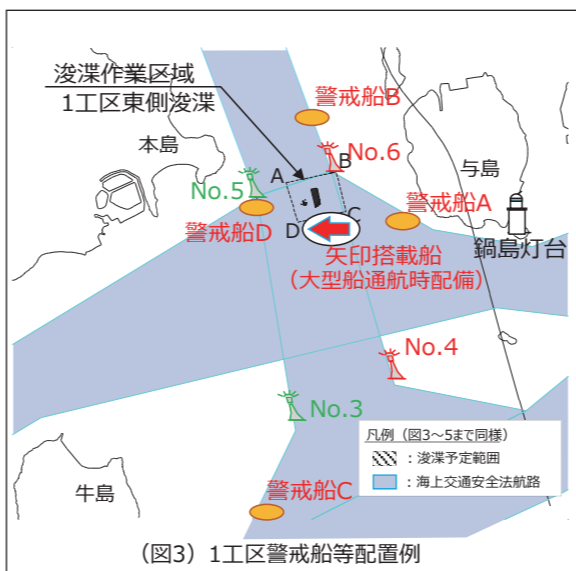


(図2②) 航路交差点拡大図及び浚渫作業区域（1工区②）



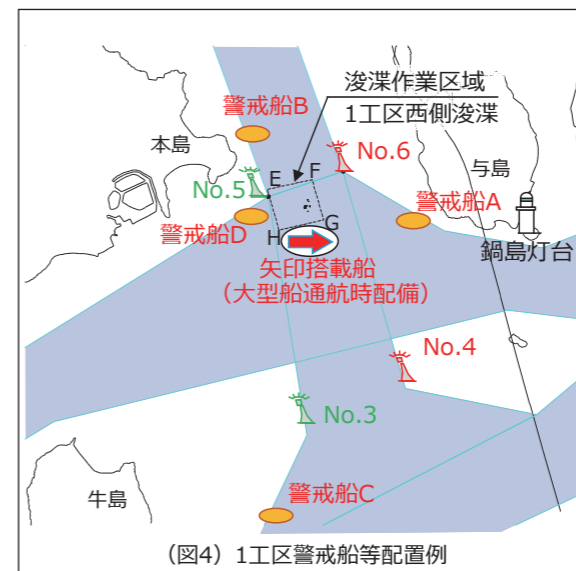
(図2③) 航路交差点拡大図及び浚渫作業区域（2工区）

①水島航路西側通航（交差点北側浚渫） 【令和5年7月上旬から施工予定】※



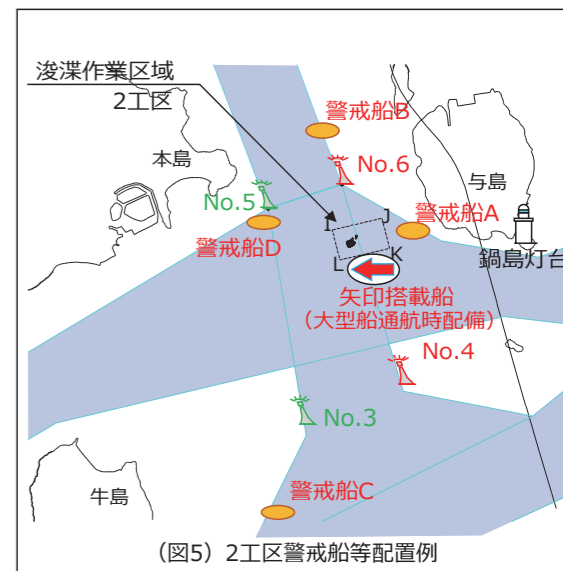
(図3) 1工区警戒船等配置例

②水島航路東側通航（交差点北側浚渫） 【令和5年8月中旬から施工予定】※



(図4) 1工区警戒船等配置例

③水島航路西側通航（交差点南側浚渫） 【令和5年9月上旬から施工予定】※

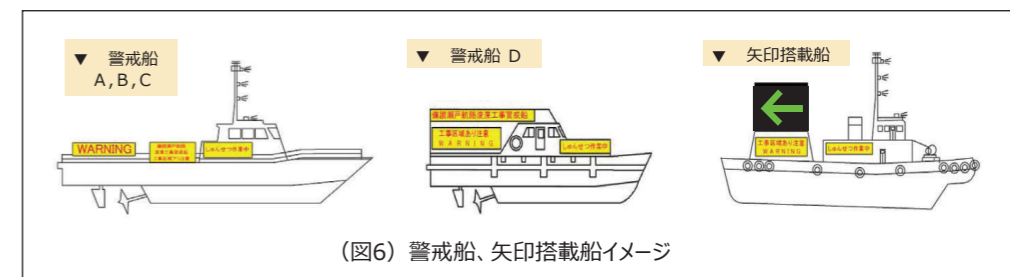


(図5) 2工区警戒船等配置例

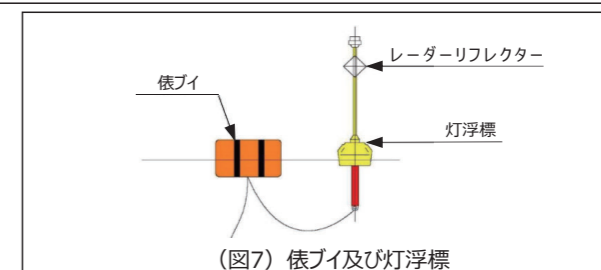
(表1) 浚渫作業区域座標及び基点からの方位・距離

工区	浚渫作業区域番号	基点からの方位・距離(m)	北緯	東経
1工区 東側浚渫	A	282°12'34" 2,103 m	34°23'11.6"	133°48'04.6"
	B	289°53'28" 1,638 m	34°23'15.2"	133°48'24.8"
	C	277°51'33" 1,466 m	34°23'03.7"	133°48'28.2"
	D	272°31'57" 1,954 m	34°23'00.0"	133°48'08.6"
	E	279°28'40" 2,357 m	34°23'09.8"	133°47'54.1"
1工区 西側浚渫	F	283°48'42" 1,984 m	34°23'12.6"	133°48'09.6"
	G	273°37'03" 1,828 m	34°23'00.9"	133°48'13.6"
	H	270°38'33" 2,221 m	34°22'58.0"	133°47'58.1"
	I	273°59'14" 1,742 m	34°23'01.1"	133°48'17.0"
2工区	J	280°06'08" 1,311 m	34°23'04.6"	133°48'34.5"
	K	267°34'21" 1,223 m	34°22'55.4"	133°48'37.2"
	L	264°30'00" 1,676 m	34°22'52.0"	133°48'19.7"
基点	鍋島灯台	-	34°22'57"	133°49'25"

※施工時期は、工事の進捗状況により変動する可能性があります。



(図6) 警戒船、矢印搭載船イメージ



(図7) 俵ブイ及び灯浮標